

すこやかな空くれよん保育園 重要事項説明書

1 運営主体

名称	社会福祉法人 すこやか
所在地	奈良県磯城郡田原本町大字宮古 161 番 1
電話番号	0 7 4 4 - 3 4 - 0 0 0 8
代表者職氏名	理事長 峪口 蔵人

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	すこやかな空くれよん保育園
施設の所在地	奈良県磯城郡田原本町大字宮古 161 番 1
連絡先	電話番号 0 7 4 4 - 3 4 - 0 0 0 8 FAX 0 7 4 4 - 3 4 - 0 0 0 7
施設長	峪口 蔵人
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする 0 歳児・1 歳児・2 歳児 3 歳児・4 歳児・5 歳児
認可定員	0 歳児 6 人 1 歳児 1 7 人 2 歳児 1 7 人 3 歳児 2 0 人 4 歳児 2 0 人 5 歳児 2 0 人
開設年月日	令和 5 年 2 月 1 日
事業所番号	4150005009324

3 施設の目的・運営方針

すこやかな空くれよん保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行う事を目的とします。

- （１）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （２）当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （３）当園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 施設・設備等の概要

（１） 施設

敷地	敷地全体（送迎用駐車場を除く）	2208.62 m ²
	園庭	596.54 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ床面積	1095.67 m ²

（２） 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6 室	
多目的スペース	1 室	
子育て支援室	1 室	
相談室	1 室	
病児保育室	1 室	医務コーナーを含む
調理室	1 室	
事務室	1 室	
絵本コーナー	1 室	

5 職員の設置状況

職種	職員数	備考
施設長	1名	
主任保育士	1名	
保育士	23名	
栄養士	1名	委託事業者
調理員	数名	委託事業者
嘱託医	2名	非常勤2名（内科、歯科）
看護師	2名	
事務員	1名	

※令和7年 1月 1日時点における職員数です。

〈各職種の勤務体系〉

職種	職務内容・勤務体系
施設長	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。 7:00～19:00の時間帯において週40時間勤務する。
主任保育士	保護者等に対する子育て支援を行うとともに、施設長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。 7:00～19:00の時間帯において週40時間勤務する。
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。 7:00～19:00の時間帯において週40時間勤務する。
栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。 委託契約で指定された時間帯において勤務する。
調理員	栄養士の作成した献立を作成し、給食及びおやつを調理する。 委託契約で指定された時間帯において勤務する。
嘱託医	嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び園児の保護者への相談・指導を行う。 委託契約で指定された時間帯において勤務する。
看護師	園児の看護および保健衛生の業務を行う。 7:00～19:00の時間帯において週40時間勤務する。
事務員	園運営の事務等の役割を行う。 7:00～19:00の時間帯において週40時間勤務する。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日とします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりです。

☐ 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除く開園日の7時から8時まで、18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供します。（ただし、18時から19時までの延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

☐ 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から金曜日の7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内、土曜日の7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、延長保育を提供します。（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

☐ 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時00分となっております。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜を提供します。

（１） 保育及び延長保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

（２） 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事を提供します。

	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児	9 : 30	11 : 00	15 : 00
1 歳児		11 : 15	
2 歳児		11 : 30	
3 歳児		11 : 45	
4 歳児		12 : 00	
5 歳児			

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

別表に掲げる費用を負担してください。お支払い方法については別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- （１） 園児が満 6 歳に達したとき（ただし、満 6 歳に達した年度の 3 月 31 日までは保育を提供します）
- （２） 園児の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- （３） その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 小児科

医療機関の名称	のなみ小児科
管理医師	野並京子
所在地	奈良県磯城郡田原本町大字十六面 2 9 - 1
電話番号	0744-47-3871

(2) 歯科

医療機関の名称	さわやか歯科
管理医師	玉城義久
所在地	奈良県橿原市中曽司町 191 番地 14
電話番号	0744-29-5466

1 2 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態は発生した場合には、嘱託医または保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当 園 ご利用相談窓口	・苦情受付担当者 主 任 小野寺 芽生 ・苦情解決責任者 園 長 峪口 蔵人 ・ご利用時間 平日 9 : 00 ~ 17 : 00 ・電話番号 0744-34-0008 ・FAX 0744-34-0007 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	堀 英則
		電話番号 090-9252-4338
		役職・肩書き 司法書士
		岩城はるみ
		電話番号 090-9992-3779
		役職・肩書き KOJIKI no Ouchi 代表

奈良県運営適正化委員会（奈良県社会福祉協議会内） 0744-29-1212

※当園では、要望・苦情等に係るメールフォームを設けています。

右側の QR コードから送信することが可能です。



1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 自動火災通報装置 有 ・ 非常用電源 有 ・ スプリンクラー 無 ・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 保育に係る物品購入費用

全学年必要

保育用品

実費

保護者証

100 円

月刊絵本

実費 (月額)

日本スポーツ振興センター共済掛金

法に定める額 (年額)

3 歳児以上

体操服

実費

防災頭巾

実費

給食主食費

1,800 円 (月額)

給食副食費

5,900 円 (月額)

2 保育の提供に要する特定負担額

教 室 費 (3 歳児～5 歳児)

1,200 円 (月額)

保育充実費 (0 歳児～5 歳児)

1,800 円 (月額)

ICT 推進費 (0 歳児～5 歳児)

400 円 (月額)

3 延長保育に係る利用者負担金

☐ 保育標準時間認定に係る延長保育料18 時から 18 時 30 分まで利用した場合 1 回あたり 100 円18 時 31 分から 19 時まで利用した場合 1 回あたり 100 円☐ 保育短時間認定に係る延長保育料ア 7 時から 8 時まで利用した場合 1 回あたり 100 円イ 16 時から 18 時まで利用した場合 1 回あたり 200 円ウ 18 時から 18 時 30 分まで利用した場合 1 回あたり 100 円エ 18 時 31 分から 19 時まで利用した場合 1 回あたり 100 円

注：同じ日に、アの時間帯（7 時から 8 時まで）とイの時間帯（16 時から 18 時まで）を共に利用した場合については、それぞれの延長保育料がかかります。

18 時～18 時 30 分まで利用した場合、1 回あたり 50 円のおやつ代がかかります。

4 閉所後に係る利用者負担金

閉所時間を過ぎて迎えに来られた場合、30 分ごとに 3,000 円を請求いたします。

また、町役場に情報提供の上、対応を協議します。

個人情報の使用について

入園あたり、園児及びその家族に係る個人情報について、
以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- 就学にあたり、子どもの育ちを支えるための資料を入学予定の小学校へ送付すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他兄弟、姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 給食会社等、委託事業者に対して情報提供を行い、連携を図ること
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

広報媒体への写真等掲載について

入園にあたり、園児の写真について、画像処理（モザイク等）を施さずに社会福祉法人すこやかが運営するホームページや SNS 等の広報媒体へ掲載することがあります。
ただし、掲載の可否や内容については保護者の方の同意を得た範囲にとどめます。